

2021年度
一橋大学国際・公共政策大学院
専門職学位課程
一般選考 第2次試験(小論文)問題

[公共法政プログラム]

受験番号 _____

問題Ⅰ	憲法	-----	1
問題Ⅱ	行政法	-----	2～3
問題Ⅲ	行政学	-----	4
問題Ⅳ	公共政策	-----	5～6

(注意事項)

注意事項は、裏表紙に記載してあるので、この問題冊子を裏返して必ず読んでください。

問題Ⅰ 憲 法

参議院議員の選挙制度についての次の見解を読み、下記の問すべてに解答しなさい。

具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえ、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

(出典：最高裁判所大法廷 2017 年 9 月 27 日判決・民集 71 卷 7 号 1139 頁)

問 1

参議院議員選挙（選挙区選挙）における投票価値の不均衡について、最高裁判所がどのように判断してきたか、述べなさい。

問 2

2019 年 7 月の参議院議員通常選挙（選挙区選挙）においては、選挙区間の議員 1 人当たりの有権者数較差は最大で 3.00 倍であった。憲法が採用する二院制の趣旨と上記の見解を踏まえ、参議院議員選挙におけるこのような較差が憲法からどのように評価されるべきか、自己の見解を述べなさい。

問題Ⅱ 行政法

次の〔事例〕を読むとともに〔参考〕に掲げた法令等を参照し、下記の問すべてに解答しなさい。

〔事例〕

A市税務課の職員B（勤務歴4年）は、勤務時間外に自宅で飲酒した後、自動販売機でたばこを購入しようと自家用車を運転した。飲酒後の外出は徒歩やバス等を利用していたが、このとき初めて自家用車を使った。Bは、途中で警察官に呼び止められ、呼気検査の結果、酒気帯び運転で検挙された後、簡易裁判所において罰金30万円の略式命令を受け、即日納付した。

A市長は、所定の手続を経て、飲酒・酒気帯び運転に対する厳しい社会的批判を踏まえ、A市懲戒処分方針の標準例⑤によりBに対し懲戒免職処分（以下「本件処分」）を行った。A市懲戒処分方針は、A市職員が地方公務員として遵守すべき義務に違反した場合の責任の明確化と懲戒処分の対象となる行為（非違行為）の未然防止を目的に定められた。

Bは、今まで非違行為もなく、納得できないため、本件処分を争うつもりでいる。

問1

地方公務員法第29条第1項に規定する任命権者の懲戒処分について、行政裁量は認められるか、述べなさい。

問2

本件処分は違法といえるか。法的判断基準を明確にした上で、自己の見解を述べなさい。

〔参考〕

地方公務員法（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは……又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

A市懲戒処分方針

1 基本事項

懲戒処分の程度は、非違行為の態様、被害の大きさなど社会的重大性の程度、非違行為を行った職員の職責、過失の大きさ及び職務への影響など信用失墜の度合い、日常の勤務態度及び常習性など非違行為を行った職員の事情等を総合的に考慮の上判断するものとする。

また、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、量定を加重する。

2 標準例

- ①酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員は、免職とする。
- ②酒酔い運転で物を損壊した職員は、免職とする。
- ③酒気帯び運転で物を損壊した職員は、免職又は停職とする。この場合において、危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は免職とする。
- ④酒酔い運転をした職員は、免職とする。
- ⑤酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。

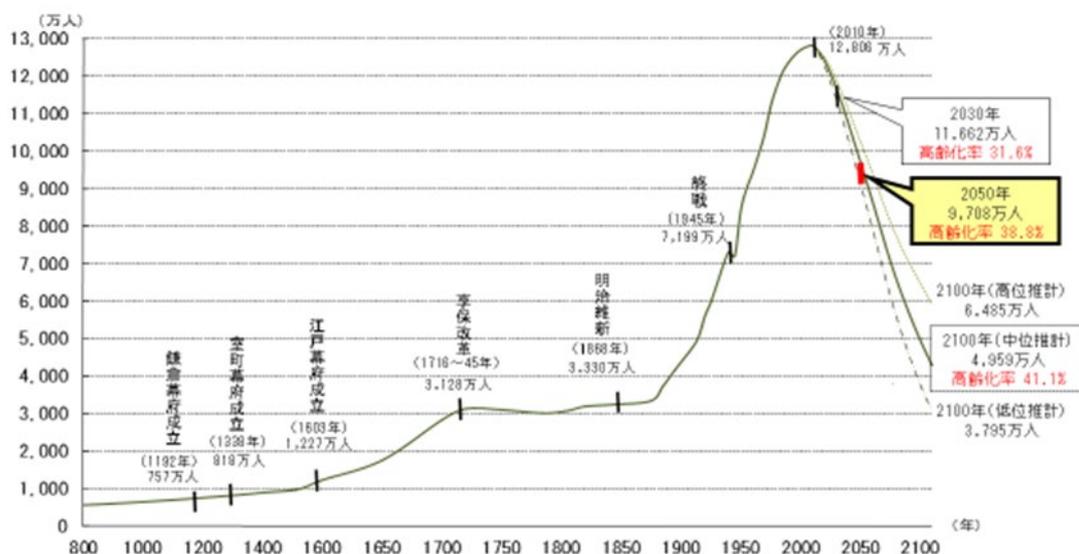
問題Ⅲ 行政学

人口動態は、政府活動の所与（前提条件）であると同時に目標である。

次の図は、日本の総人口推移について国土交通省が作成したものである。

2010年以前は、総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」（1974年）を元にした値である。また、それ以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2012年1月推計）」を元にした予測値である。

図



図の内容を踏まえ、下記の問すべてに解答しなさい。

問1

江戸時代以後、日本の総人口はどのように変動してきたか。また、こうした人口動態を受けて、戦後の日本において政府活動はどのように発展してきたか、述べなさい。

問2

中位推計どおりに総人口が推移するとすれば、今後の日本において、政府活動はどのように変貌していくことが求められるか、述べなさい。

問題Ⅳ 公共政策

昨年度（2019年度）、政府が推進してきた第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）は最終年度を迎え、これまでの地方創生の取組みの成果等について検証がなされた。

次ページの表は、内閣官房に設置された「第1期『総合戦略』に関する検証会」が、第1期「総合戦略」の4つの基本目標（「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」及び「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」）についてのKPI（重要業績評価指標）の進捗状況や目標達成状況を取りまとめたものである。

表の内容を踏まえ、下記の問すべてに答えなさい。

問1

KPIの設定方法やその評価方法の特徴についても言及しながら、第1期の地方創生の取組みの成果に関してどのような評価ができるか、述べなさい。

問2

第1期「総合戦略」が終了し、政府における地方創生の取組みは第2期を迎え、新たな段階に入っている。問1への解答も踏まえつつ、今後、地方創生を実現するに当たって必要と考える施策について、具体的に述べなさい。

表 第1期「総合戦略」における基本目標のKPIの進捗状況と目標達成状況

基本目標① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

No.	成果指標	2020年の目標	現在値	目標達成度
1	若者雇用創出数（地方）	5年間で30万人	27.1万人 (2017年度推計値)	① B
2	若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合	全ての世代と同水準	95.0%（2017年） <全世代：95.0%>	① A
3	女性（25～44歳）の就業率	77%	74.3%（2017年）	① B

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

No.	成果指標	2020年の目標	現在値	目標達成度
47	地方・東京圏の転出入均衡 (2013年時点で 転入：466,844人、転出：370,320人、 転入超過96,524人)	地方→東京圏 転入6万人減	24,159人増加 (2018年)	②
48		東京圏→地方 転出4万人増	14,917人減少 (2018年)	②
49		東京圏から地方への 転出入均衡	135,600人転入超過 (2018年)	②

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

No.	成果指標	2020年の目標	現在値	目標達成度
71	安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合	40%以上	40.5% (2018年3月)	① A
72	第1子出産前後の女性継続就業率	55%	53.1%（2015年）	① B
73	結婚希望実績指標	80%	68%（2015年）	②
74	夫婦子ども数予定（2.12）実績指標	95%	93%（2015年）	②

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

No.	成果指標	2020年の目標	現在値	目標達成度
92	立地適正化計画を作成する市町村数	300市町村	177都市 (2018年8月末)	① B
93	都市機能誘導区域内に立地する施設数の割合が維持または増加している市町村数	評価対象都市の 2/3	63都市/100都市 (2018年度)	① B
94	居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数	評価対象都市の 2/3	44都市/65都市 (2018年度)	① A
95	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口の割合	(三大都市圏) 90.8% (地方中枢都市圏) 81.7% (地方都市圏) 41.6%	(三大都市圏) 91.1% (地方中枢都市圏) 79.3% (地方都市圏) 38.9% (2017年度)	① B
96	地域公共交通再編実施計画の認定総数	100件	24件 (2018年8月末)	① B

注) 「未設定」とは、当該総合戦略において、そもそも施策が設定されていないまたは施策は設定されていたが当該KPIが設定されていなかったもの。

<p>〔各KPIについての「目標達成度」の分類〕</p> <p>① 目標達成に向けて進捗している</p> <p>A 数値目標を定めており、現時点で目標を達成している</p> <p>B 数値目標を定めており、現時点で目標を達成していない</p> <p>C 数値目標を定めていない</p> <p>② 現時点では、目標達成に向けた政策効果が必ずしも十分に発現していない</p> <p>③ その他（現時点において統計上実績値の把握が不可能なもの等）</p>
--

(2019年5月31日「第1期『総合戦略』に関する検証会中間整理」から作成)

注意事項

- (1) 問題 I から問題 IV の中から、1つの問題を選択し解答してください。
- (2) 解答用紙の記入については、別紙「解答用紙記入上の注意」をよく読んでください。
- (3) 問題冊子、解答用紙及び下書用紙には、受験番号だけを書き、氏名は書かないでください。
- (4) 問題冊子、解答用紙、下書用紙及び「解答用紙記入上の注意」は、試験室から持ち出さないでください。
- (5) 受験票は机の上においてください。
- (6) 受験票と筆記用具、時計以外のものは机の上に出さないでください。
- (7) 携帯電話は電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (8) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (9) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとする場合は、監督員に申し出てください。
- (10) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。